

住宅新築・リフォーム支援事業 対象工事一覧

R8.4.7現在

内容		可否	備考
全般	住宅の新築、建替、リフォーム	○	
	店舗(住宅以外)の新築、建替、リフォーム	×	
屋根・外壁	屋根の塗装、葺き替え、カバー工法、補修	○	
	雪止め・雨樋の新設、交換	○	
	屋根の防水工事	○	
	庇の新設、補修	○	
	外壁の塗装、張替え、補修	○	
内装等	壁・天井のクロス張替え、塗替え	○	
	畳の新設、交換、表替え、裏返し	△	置くだけのタイプは不可
	床の張替え、床材の変更(畳⇄フローリング等)	○	
	造り付け収納家具等の新設、補修	○	
	手すりの新設、交換	○	
	段差の解消	○	
	部屋の間仕切壁の変更	○	
	床・壁・天井の断熱改修工事	○	『住まいの省エネ改修推進事業』の対象となる場合は要相談。
	防音工事	○	
	床暖房の新設、修理	○	
	押入・床下物置の新設、補修、改造	○	
	玄関ポーチの改修、補修	○	
	断熱改修工事	○	『住まいの省エネ改修推進事業』の対象となる場合は要相談。
耐震補強工事	○	『住まいの省エネ改修推進事業』の対象となる場合は要相談。	
窓・建具等	サッシ本体の新設、交換	○	『住まいの省エネ改修推進事業』の対象となる場合は要相談。
	内窓・網戸・雨戸の新設、交換	○	『住まいの省エネ改修推進事業』の対象となる場合は要相談。
	カーテン・ブラインド等の新設、交換	△	カーテン生地を購入、交換のみは不可
	ふすま紙・障子紙の交換	○	
	玄関ドアの交換、内部ドアの新設、交換	○	『住まいの省エネ改修推進事業』の対象となる場合は要相談。
	バルコニーの新設、修理、防水工事	○	

水回りの工事	システムキッチンの新設、交換	○	
	キッチンカウンターの新設	△	置くだけのものは不可
	便器の交換	○	
	汲み取りから水洗化（下水道・合併浄化槽）	○	
	ユニットバスの新設、交換	○	
	ボイラー・エコキュート・給湯器の新設、交換	○	
	洗面台の新設、交換	○	
	防水パンの取付	○	
	換気扇の取付	○	
	食洗機の取付	△	システムキッチンの新設、交換に伴うもの（ビルトイン）に限る
	造り付け食器戸棚の新設	○	
電気・設備等の工事	エアコンの新設、交換	×	
	換気システムの新設、補修	○	
	暖房器具（FFヒータなど）の新設、交換	×	
	照明器具等の新設、交換	△	電球交換のみは不可
	オール電化工事	○	
	防犯カメラ	△	置くだけのものは不可
	太陽光発電の新設、補修	△	まずはエネルギー推進課へ要相談。
外構工事	ウッドデッキの新設、補修	△	土地、建物に定着するものに限る
	物置・車庫（含カーポート）の新築、改修	△	住宅に付随するものに限る
	擁壁の新設、補修	○	
	門、塀、フェンスの新設、改修	○	
	電気柵の新設、補修	○	対象住宅の敷地（宅地）に限る
	敷地の舗装（アスファルト、コンクリート、インターロッキング、砕石、芝）	○	
	照明設備	△	置くだけのものは不可
	宅配ボックスの設置、改修	○	住宅と一体のものに限る

【対象外工事の例】

住宅以外の工事	店舗、賃貸住宅、農業用倉庫などの新築、建替、リフォーム
工事を伴わないもの	電化製品購入、装飾品購入、備品・消耗品の購入、植栽、植木の手入れ、清掃
容易に移設が可能なもの	カーテン生地、簡易な物置・照明・宅配ボックスなど
土地、建物に定着しないもの	プランター、植木鉢